

## 議案第21号

### 鳥取県個人情報保護条例

次のとおり鳥取県個人情報保護条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県個人情報保護条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 個人情報の保護

第1節 実施機関における個人情報の取扱い等（第8条—第17条）

第2節 鳥取県個人情報保護審査会（第18条—第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

第4章 罰則（第30条—第32条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人に関する情報（死者に関する情報を含む。以下同じ。）の適正な取扱いの確保に關し必要な事項を定めるとともに、個人に関する情報の保護に關し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び施策の基本となる事項を定めることにより、個人情報有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 次に掲げる機関又は法人をいう。

ア 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者

イ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

以下同じ。）

- (2) 公社 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項第3号に規定する公社をいう。
- (3) 全部出資法人 情報公開条例第2条第1項第4号に規定する全部出資法人をいう。
- (4) 指定管理者 情報公開条例第2条第1項第5号に規定する指定管理者をいう。
- (5) 指定管理情報 情報公開条例第7条第5項に規定する指定管理情報をいう。
- (6) 死者情報 死者に関する情報であつて、法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。
- （基本理念）
- 第3条 個人情報とは、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から、慎重に取り扱われなければならない。
- 2 生存する個人に関する情報は、高度なデジタル技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公共の利益のために活用することが可能であり、政策や事業活動、県民生活の面においても欠かせないものであることに配慮しなければならない。
- 3 死者情報は、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、社会通念に照らし慎重に取り扱われなければならない。
- （県の責務）
- 第4条 県は、保有する個人情報の取扱いについて本人の権利利益を侵害しないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 県は、生存する個人に関する情報の適正かつ効果的な活用が豊かな県民生活の実現に資するものであることを踏まえ、その適確かつ有効な利用を図らなければならない。

3 県は、前条第3項の基本理念にのっとり、保有する死者情報の取扱いに当たっては、最大限の配慮をしなければならない。

#### (県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにするとともに、自己の個人情報の保護に努めなければならない。

#### (施策の推進)

第6条 県は、個人情報の保護を図るため必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、実施機関における個人情報の取扱いに関し意見、提言又は苦情があったときは、意見若しくは提言の趣旨を十分に踏まえ、積極的に施策への反映を図り、又は苦情を適切かつ迅速に処理するため必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、個人情報の取扱いに関し事業者と県民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

#### (死者に関する情報の取扱い等)

第7条 実施機関における死者に関する情報の取扱いについては、生存する個人に関する情報の取扱いに係る法第5章第1節、第2節（第62条、第68条、第69条第2項（第1号及び第4号（本人以外の者に提出することが明らかに本人の利益になることに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第71条を除く。）及び第75条の規定の例によるものとする。

## 第2章 個人情報の保護

### 第1節 実施機関における個人情報の取扱い等

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 実施機関（病院事業の管理者、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター及び公立大学法人公立鳥取環境大学を除く。）は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルであって法第74条第2項第9号に該当するものについて、規則で定める事項を付記した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。ただし、条例個人情報ファイル簿を作成し、公表することにより特定の個人が識別されるおそれがあるの実施機関が認める場合は、この限りでない。

(開示請求書に記載しなければならない事項)

第9条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、開示請求の処理を迅速かつ適切に行うために必要なものとして規則で定める事項を記載しなければならない。

(開示請求の手続の特例)

第10条 知事以外の実施機関に対する開示請求は、法第77条第1項に規定する手続によるほか、開示請求書を知事の補助機関が設置する窓口に提出する方法によりすることができ、この場合において、当該補助機関の職員は、提出された開示請求書を当該実施機関に送付するものとする。

(実施機関等の職員の氏名等の開示)

第11条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により開示することとされている情報として条例で定めるもの

は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 情報公開条例第9条第2項第2号ウに掲げる情報のうち、当該個人が実施機関、公社、全部出資法人又は指定管理者の職員（県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者にあっては、その役員を含む。以下同じ。）である場合における当該職員の氏名（次条第1号に掲げる情報を除く。）
- (2) 情報公開条例第9条第2項第2号ウに掲げる情報のうち、当該個人が公社、全部出資法人又は指定管理者の職員である場合におけるもの（前号及び次条第1号に掲げる情報を除く。）
- (3) 情報公開条例第9条第2項第2号エに掲げる情報
- (4) 公社及び全部出資法人に関する情報並びに指定管理情報（次条第2号から第4号までに掲げるものを除く。）

（不当に権利利益を侵害するおそれがある場合における職の名称等の不開示）

第12条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の職員、全部出資法人の職員並びに指定管理者の職員をいう。）の職務の遂行に係る情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定

めるものに限る。)

- (2) 情報公開条例第9条第2項第5号に掲げる情報のうち、公社若しくは全部出資法人に係るもの又は指定管理情報に係るもの
- (3) 情報公開条例第9条第2項第6号に掲げる情報のうち、公社若しくは全部出資法人に係るもの又は指定管理情報に係るもの
- (4) 情報公開条例第9条第2項第7号に掲げる情報
- (5) 情報公開条例第9条第2項第8号に掲げる情報

(開示請求に対する措置)

第13条 実施機関は、法第82条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定をし、又は同条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない決定をし、その旨を書面により通知する場合において、当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を付記するものとする。

(開示決定の期限の特例)

第14条 実施機関は、当該実施機関があらかじめ定める保有個人情報の開示請求があったときは、法第83条の規定にかかわらず、当該実施機関が定めるところにより、直ちに開示決定等をし、及び法第82条の規定による通知を行うものとする。ただし、開示請求をする者が代理人である場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該保有個人情報を開示するものとする。

(開示の際の本人等確認手続)

第15条 保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示の請求等に係る手数料)

第16条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示を受ける地方公共団体等行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる手数料の種類ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2 知事及び病院事業の管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定による手数料の納付に関し必要な事項は、規則で定めるところによる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第17条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額



- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
- 3 前2項の規定による手数料の納付に関し必要な事項は、規則で定めるところによる。
- 第2節 鳥取県個人情報保護審査会  
(設置等)
- 第18条 次に掲げる事務を行うため、鳥取県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 2 知事は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（議会の議決により地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分をすることとされている場合を除く。）において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。
- (組織)
- 第19条 審査会は、委員5人以内で組織する。
- (委員)
- 第20条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第21条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第22条 審査会は、委員の全員をもって構成する合議体（以下この条において「総会」という。）で、第18条第1項各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3名をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第18条第1項第1号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3 総会及び部会は、会長が招集する。

4 総会は、会長が議長となる。

5 総会は過半数の委員の、部会はこれを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 部会の議事は、その部会を構成する委員の過半数をもって決する。
- 8 審査請求の調査審議を行う場合において、特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。
- (審査会の調査権限)
- 第23条 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この節において同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報であつて、諮問を受けた審査請求に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- (委員による調査手続)
- 第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。
- (提出資料の写しの送付等)

第25条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第78条の規定にかかわらず、審査会は、第23条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査関係人（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第18条第1項第2号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。

（雑則）

第27条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第3章 雑則

（運用状況の公表）

第28条 知事は、毎年、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

い。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 罰則

第30条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第32条 偽りその他不正の手段により、保有死者情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。）をいう。）の提供を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第12条第1項、第21条第1項若しくは第24条の3第1項の規定による請求又は第27条第1項の規定による申出若しくは第30条第1項の規定

による再申出がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに申出に対する措置については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧個人情報保護条例第25条第1項又は第30条第3項の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧個人情報保護条例第34条第1項の提案がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する実施機関非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、私人に対する意見書提出の機会との付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第47条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）の委員である者は、施行日に、改正後の鳥取県個人情報保護条例第20条第1項の規定により鳥取県個人情報保護審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日における個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第4条 次に掲げる者に係る旧個人情報保護条例第10条の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧個人情報保護条例第45条第1項に規定する実施機関非識別加工情報等（以下「旧実施機関非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前に旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報又は旧実施機関非識別加工情報

等の取扱いに従事していた者

- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報から旧個人情報又は旧実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の際現に個人情報保護審議会の委員である者又はこの条例の施行前において個人情報保護審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第47条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前においてその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 6 この条例の施行前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第5条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
目次			目次		
第1章 略			第1章 略		
第2章 公文書の開示等			第2章 公文書の開示等		
第1節・第2節 略			第1節・第2節 略		
第3節 鳥取県情報公開審査会(第22条—第27条)			第3節 鳥取県情報公開審査会(第22条—第27条)		
第4節 略			第4節 略		
第3章～第5章 略			第3章～第5章 略		
附則			附則		



<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、画像若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは<u>個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれ</u></p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、画像若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>又は特定の個人を識別すること</u>はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を</p>
---	--

<p><u>るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>(2の2) 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）であつて、公にすることにより、次に掲げる</p>	<p>除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）であつて、公にすることにより、次に掲げる</p>
---	---

<p>おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>独立行政法人等</u>、<u>地方公共団体が経営する企業</u>、<u>地方独立行政法人</u>、<u>公社</u>、<u>全部出資法人</u>又は<u>指定管理者</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(部分開示)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第2項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等又は<u>個人識別符号</u>の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認め</p>	<p>おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>国若しくは地方公共団体が経営する企業</u>又は<u>独立行政法人等</u>、<u>地方独立行政法人</u>、<u>公社</u>、<u>全部出資法人</u>若しくは<u>指定管理者</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(部分開示)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第2項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当</p>
--	---

<p>られるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとし、前項の規定を適用する。</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(設置)</p> <p>第22条 次に掲げる事務を行わせるため、<u>鳥取県情報公開審査会</u> (以下「<u>審査会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて<u>調査審議</u>すること。</p>	<p>該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとし、前項の規定を適用する。</p> <p>(審議会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、<u>鳥取県情報公開審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(設置)</p> <p>第22条 次に掲げる事務を行わせるため、<u>鳥取県情報公開審議会</u> (以下「<u>審議会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて<u>審議</u>すること。</p>
<p>られるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとし、前項の規定を適用する。</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(設置)</p> <p>第22条 次に掲げる事務を行わせるため、<u>鳥取県情報公開審査会</u> (以下「<u>審査会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて<u>調査審議</u>すること。</p>	<p>該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとし、前項の規定を適用する。</p> <p>(審議会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、<u>鳥取県情報公開審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(設置)</p> <p>第22条 次に掲げる事務を行わせるため、<u>鳥取県情報公開審議会</u> (以下「<u>審議会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて<u>審議</u>すること。</p>

<p>と。</p> <p>(2) 公文書条例第18条第2項の規定による審査請求に係る諮問に応じて<u>調査審議</u>すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第23条 <u>審査会</u>は、委員5人以内で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第24条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 委員の任期が満了したときは、当該委員は、<u>後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(会長)</p>	<p>(2) 公文書条例第18条第2項の規定による審査請求に係る諮問に応じて<u>審議</u>すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第23条 <u>審議会</u>は、委員5人以内で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第24条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(会長)</p>
---	---

<p>第25条 <u>審査会</u>に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>審査会</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p>(合議体)</p> <p>第26条 <u>審査会</u>は、委員の全員をもって構成する合議体（以下この条において「総会」という。）で、<u>第22条各号に掲げる事務を行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3人をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第22条第1号及び第2号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>総会及び部会は、会長が招集する。</u></p> <p>4 <u>総会は、会長が議長となる。</u></p> <p>5 <u>総会は過半数の委員の、部会はこれを構成する全ての委員の</u></p>	<p>第25条 <u>審議会</u>に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第26条 <u>審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くこと</u></p>
--	--

<p>出席がなければ、<u>会議を開き、議決することができない。</u></p> <p>6 <u>総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。</u></p> <p>7 <u>部会の議事は、その部会を構成する委員の過半数をもって決する。</u></p> <p>8 <u>審査請求の調査審議を行う場合において、特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。</u></p> <p>(<u>審査会の調査権限</u>)</p> <p>第28条 <u>審査会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、<u>審査会</u>に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求め</u></p>	<p>ができない。</p> <p>3 <u>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。</u></p> <p>(<u>審議会の調査権限</u>)</p> <p>第28条 <u>審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、<u>審議会</u>に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求め</u></p>
--	--

<p>ることができない。</p> <p>2 諮問機関は、<u>審査会</u>から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 <u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を<u>審査会</u>の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、<u>審査会</u>に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、<u>審査会</u>は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「<u>審査関係人</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、ことその他必要な調査をすることができる。</p> <p>5 <u>審査会</u>は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められる</p>	<p>ることができない。</p> <p>2 諮問機関は、<u>審議会</u>から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 <u>審議会</u>は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を<u>審議会</u>の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、<u>審議会</u>に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、<u>審議会</u>は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「<u>審査関係人</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、ことその他必要な調査をすることができる。</p> <p>5 <u>審議会</u>は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められる</p>
---	---



<p>とき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>6 <u>審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は意見書を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書又は特定歴史公文書等を閲覧させることができる。</u></p>	<p>とき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>(意見の陳述)</p> <p>第29条 <u>審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、<u>審査会</u>の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p>	<p>(意見の陳述)</p> <p>第29条 <u>審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、<u>審査会</u>の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p>

<p>(意見書等の提出)</p> <p>第30条 審査関係人は、<u>審査会</u>に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。</p> <p>2 <u>審査会</u>は、審査請求に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかつた第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならぬ。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定により審査関係人又は第三者が意見書等を提出する場合において、<u>審査会</u>が意見書等を提出すべき相当の期間を定めるときは、当該審査関係人又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>4 <u>審査会</u>は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたとき</p>	<p>(意見書等の提出)</p> <p>第30条 審査関係人は、<u>審議会</u>に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、審査請求に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかつた第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならぬ。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定により審査関係人又は第三者が意見書等を提出する場合において、<u>審議会</u>が意見書等を提出すべき相当の期間を定めるときは、当該審査関係人又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>4 <u>審議会</u>は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたとき</p>
---	---

<p>は、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>5. <u>審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第31条 この節の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第32条 審査会は、第19条第1項又は公文書条例第18条第2項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審</p>	<p>は、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第31条 この節の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第32条 審査会は、第19条第1項又は公文書条例第18条第2項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審</p>
--	--

<p>査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、<u>審査会</u>が適切と認める方法により公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、<u>審査会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>審査会</u>が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 <u>第24条第5項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、<u>審議会</u>が適切と認める方法により公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、<u>審議会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>審議会</u>が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 <u>第24条第4項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第6条 前条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例（以下「改正後情報公開条例」という。）第9条第2項及び第10条第2項の規定は、施行日以後にされる開示請求（改正後情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 施行日前に附則第5条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例（以下「改正前情報公開条例」という。）第19条第1項又は鳥取県</p>	

公文書の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第18条第2項の規定による諮問がされた場合における改正後情報公開条例第22条に規定する審査会による調査審議については、なお従前の例による。

第8条 この条例の施行の際現に改正前情報公開条例第22条の規定により設置されている鳥取県情報公開審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）は、改正後情報公開条例第22条の規定により設置された鳥取県情報公開審査会（次項において「審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の際現に改正前情報公開条例第24条第1項の規定により審議会の委員に任命されている者は、改正後情報公開条例第24条第1項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日における審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第9条 この条例の施行の際現に審議会の委員である者又はこの条例の施行前にいて審議会の委員であった者に係る改正前情報公開条例第24条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

第10条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第11条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第 号)第18条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2 審査会は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第47条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。</p> <p>2 審議会は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(鳥取県の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)</p> <p>第12条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び<u>鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第 号）</u>を遵守し、個人情報情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理施設の管理以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）を遵守し、個人情報情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理施設の管理以外の目的に使用してはならない。</p>
<p>(鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正)</p> <p>第13条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
改 正 後	改 正 前

<p>(特定歴史公文書等の保存等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、特定歴史公文書等に<u>個人情報</u>の保護に関する法律  <u>(平成15年法律第57号) 第2条第1項</u>に規定する個人情報が記  録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損  の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じ  なければならぬ。</p> <p>4 略</p> <p>(<u>鳥取県情報公開審査会への諮問等</u>)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号  のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮</p>	<p>(特定歴史公文書等の保存等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、特定歴史公文書等に<u>鳥取県個人情報保護条例</u>（平成  11年鳥取県条例第3号）<u>第2条第1号</u>に規定する個人情報が記  録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損  の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じ  なければならぬ。</p> <p>4 略</p> <p>(<u>鳥取県情報公開審査会への諮問等</u>)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号  のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮</p>
--	---



<p>問しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 知事は、前項の規定による諮問に対する<u>答申を受けたとき</u>は、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。</p>	<p>問しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 知事は、前項の規定による諮問に対する<u>答申があつたとき</u>は、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。</p>
<p>(鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第14条 鳥取県債権回収計画等に関する条例(平成25年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(債権の管理により収集した情報の利用等)</p> <p>第3条 実施機関(鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第 号)第2条第1項第1号)に規定する実施機関をいう。以下同じ。)は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税</p>	<p>改 正 前</p> <p>(債権の管理により収集した情報の利用等)</p> <p>第3条 実施機関(鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第2条第3号)に規定する実施機関をいう。以下同じ。)は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税</p>

<p>又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない者に履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収公債権」という。）並びに徴収金債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収公債権」という。）並びに徴収金債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(鳥取県附属機関条例の一部改正)</p>	
<p>第15条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>
<p>改</p>	<p>正</p>
<p>後</p>	<p>前</p>

名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県個人情報保護審査会	(1) 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第 号) 第18条第1項各号に掲げる事項 略	鳥取県個人情報保護審査会	(1) 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号) 第47条第1項各号に掲げる事項 略
鳥取県情報公開審査会	略	鳥取県情報公開審査会	略
略		略	

別表(第16条関係)

手数料の種類	開示の実施の方法		手数料の額
写しの作成に係る手数料	用紙に複写したもの又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付	日本産業規格A列3番以下の大きさのもの	1枚につき10円
		日本産業規格A列2番の大きさのもの	1枚につき20円
		日本産業規格A列2番の大きさのもの	1枚につき40円

写しの送付に係る手数料	写しの送付に伴うもの	複色刷りの場合	1枚につき140円	
		日本産業規格A列1番の大きさのもの	単色刷りの場合	1枚につき80円
			複色刷りの場合	1枚につき180円
	写真フィルムを印画したものの交付	スライドを印画したものの交付	1枚につき10円	
		スライドを印画したものの交付	1枚につき100円	
		光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	1枚につき30円	
		光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付	1枚につき50円	
		録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき50円	
		写しの送付に伴うもの	重量が25グラム以下のもの	1件につき560円
			重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの	1件につき600円
	重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの		1件につき620円	
	の	重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの	1件につき690円	
		重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの	1件につき730円	
重量が250グラムを超え、500グラム以下のもの		1件につき870円		
重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの		1件につき1,060円		

		重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの	1件につき1,520円
		重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1件につき1,830円